

# Baycom ケーブルプラスSTBサービス利用規約

## 第1条 (総則)

株式会社ベイ・コミュニケーションズ(以下「当社」という。)は、当社が別に定めるBaycom光TVサービス契約約款、Baycom TVサービス契約約款(以下「テレビ約款」という。)及びBaycom光インターネット契約約款、Baycom ケーブルインターネット契約約款(以下「インターネット約款」という。)、ならびにこのBaycom ケーブルプラスSTBサービス利用規約(以下「本規約」という。)に基づき、テレビ約款とインターネット約款で定めるサービスに関する附帯サービスとしてBaycom ケーブルプラスSTBサービス(以下「本サービス」という。)を提供します。

## 第2条 (用語の定義)

本規約において使用する用語の意味は、テレビ約款及びインターネット約款で使用する用語に従うほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. ケーブルプラスSTB	テレビ約款に定めるセットトップボックス且つBaycom ケーブルプラスSTBサービスを利用する為の機器
2. ケーブルプラスSTB-2	テレビ約款に定めるセットトップボックス且つBaycom ケーブルプラスSTBサービスを利用する為の機器
3. Baycom ケーブルプラスSTBサービス	テレビ約款第10条(セットトップボックスの貸与)に基づき、且つ当社のインターネット回線を利用して提供するサービス

## 第3条 (規約の適用)

本規約は、当社が提供する本サービスに関し適用されるものとします。

2. 本規約の規定がテレビ約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、テレビ約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

## 第3条の2 (規約の変更)

本規約の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。

2 前項による本規約の変更に際しては、変更後の規約の内容と適用開始日を、店頭表示、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

## 第4条 (提供するサービス)

当社及び提携事業者は、本サービスの契約者に対しそのサービス区域内で、次のサービスの提供を行います。

(1)当社が提供するサービス

当社は、テレビ約款及び本規約に基づき、ケーブルプラスSTB又はケーブルプラスSTB-2を設置します。

(2)提携事業者が提供するコンテンツサービス

提携事業者は、次のコンテンツサービスの提供を行います。当社は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その責任を負わないものとし、

①セキュリティソフトウェア

別記に規定するコンテンツサービス(以下「本コンテンツサービス」という。)が提供されるため、本コンテンツサービスの提携事業者が別に定める規約に同意していただきます。なお、本サービスを利用していただく場合は、本コンテンツサービスが自動的に利用開始となることを承諾していただきます。

②その他提携事業者提供のコンテンツ

提携事業者が定める規約に基づき各提携事業者によって提供されます。利用に際しては、本規約の他に各提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守していただきます。

2.前項に定めるサービスは、当社及び提携事業者の都合により予告なく変更もしくは終了することがあります。

## 第5条 (「au ID」の提供)

本サービスでKDDI株式会社「提供」の一部サービスを利用する場合、「au ID」が必要となります。

2.契約者は、本サービスを利用する場合は、KDDI株式会社「提供」に同意していただきます。又、本サービス1台につき1個の「au ID」を予め提供し、当社が定める方法により暗証番号を設定します。

3.契約者は、本サービス上で利用されたコンテンツに対する課金及び問い合わせ等の対応のために、前項で払い出された「au ID」が設定されている本サービスの機器情報を、当社がKDDI株式会社へ提供することについて承諾していただきます。

4.第2項で提供された「au ID」は、契約者が本サービスを解約した場合においても自動的に解約はされません。「au ID」を解約する場合は、契約者は提供元のKDDI株式会社へ解約手続きを行うものとします。

## 第6条 (本サービスの提供条件)

本サービス利用にあたっては、事前に当社が提供する指定のテレビサービス及びインターネットサービスの契約を締結、又は本サービスの申込みと同時に締結するものとします。なお、本サービスの申込みは、テレビ約款、インターネット約款及び本規約を承諾し、別に定める加入申込書に所要事項を記入捺印の上当社に申込みものとします。所要事項の記入は正確に事実を記入するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の記入をしてはならないものとします。

2.当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号の何れかに該当する場合には、前項に基づく申込みを承諾しないことがあります。

(1)KDDI株式会社が定める「au ID利用規約」に同意いただけない場合。

(2)別記に定める提携事業者の規約等に同意いただけない場合。

## 第7条 (本サービスの料金)

契約者は、別表に定める料金表に従って本サービスの利用料を支払うものとします。

2.契約者が、第5条第2項で提供された「au ID」を利用し、各種コンテンツ等の規約に同意し購入したコンテンツ等の債権は、当社がKDDI株式会社からauかんたん決済を通じて、その債権の譲渡を受け、当社の債権として前項の利用料と合わせて計算し、契約者に請求するものとします。

3.契約者は、契約者の責に帰さない事由により、本サービスの利用ができない状態が発生した場合においても、第4条に定めるコンテンツサービスは、提携事業者が定める規約により利用料の支払いを要します。

## 第8条 (責任の制限)

当社は、本サービスの内容を変更又は終了することがあります。変更又は終了によって生じる損害の賠償には応じないものとします。

2.当社は、本サービスの中断、天災、事変その他当社の責に帰さない事由によるサービスの提供の停止に対しての損害賠償には応じないものとします。

3.当社は、本サービスの利用により発生した契約者と第三者間に生じた損害(第4条第1項第2号の提携事業者によるコンテンツサービスにより生じた損害を含む。)、及び本サービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者間に生じた損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

4.当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、テレビ約款に従い、その契約者の損害を賠償します。

## 第9条 (免責)

本サービスに関し、当社が契約者に対し負担する責任は、前条の規定によるほか、次に該当する場合には、損害賠償責任は発生しないものとします。

(1)本サービスに接続する契約者所有等のデジタル録画機器、外付けハードディスク等の利用について、録画再生機能の不具合及び録画物等(蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。以下同じとします。)の消失、破損等が生じた場合。又、本サービス等機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合。

(2)本サービス(蓄積、記録用媒体等)に保存された各種ソフトウェアの消失、破損等が生じた場合。

(3)本サービスと連携する契約者所有等のタブレット型パーソナルコンピュータ、スマートフォン等が正常動作しなかったことにより不具合が発生した場合。

(4)第4条第1項第2号①に規定するセキュリティソフトウェアの不具合が発生した場合。又、そのセキュリティソフトウェアの動作不良等により損害が発生した場合。

2.契約者は、本サービス提供期間中、ケーブルプラスSTB又はケーブルプラスSTB-2を契約者自らの注意をもって管理し、移動、取り外し、変更、分解又は損壊しないものとします。これに反した場合は契約者自身の負担により復旧するものとします。

3.契約者は、当社が必要に応じて行う場合があるケーブルプラスSTB又はケーブルプラスSTB-2の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

## 第10条 (本サービスの停止)

当社は、契約者がテレビ約款第26条に該当すると当社が判断した場合、契約者への事前通知又は催告なしに、直ちに当該契約者に対し本サービスの提供を停止できるものとします。この場合において契約者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

2.第6条に定める提供条件を満たさなくなった場合、本サービスは同時に解約するものとします。なお、撤去及び機器交換が必要となり、費用はテレビ約款に定める料金が適用されるものとします。

## 第11条 (解約)

契約者は、本サービスを解約しようとする場合、解約を希望する日の10日以上前に当社にその旨申出るものとします。

2.契約者は解約の場合、第7条の規定による利用料を含む全ての料金を当該解約の日の属する月の翌月末までに精算するものとします。

## 第12条 (個人情報の取り扱い)

当社の保有する契約者個人情報については、当社が別に定める「個人情報の取り扱いについて」及びテレビ約款に基づいて適正に取り扱います。

## 第13条 (国内法の準拠)

本規約は、日本国内法に準拠するものとし、本サービス加入により生じる一切の紛争等については当社本社所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

(別表)料金表

項目	金額	
月額利用料	605円	ケーブルプラスSTB、ケーブルプラスSTB-2 各1台につき

●課金開始日の属する月から6ヶ月間の最低利用期間があります。最低利用期間内にご解約の場合、違約金5,500円をお支払いいただきます。

●テレビサービス又はインターネットサービスも最低利用期間内(各サービスの課金開始日の属する月から6ヶ月間)に同時に解約される場合は、残余期間に対応する利用料に相当する額とBaycom ケーブルプラスSTBサービスの違約金5,500円を合わせてお支払いいただきます。

●Baycom光パック(光TV又は光TVプラス)の月額利用料には、本サービスが含まれています。

(別記)提携事業者によるコンテンツサービス

コンテンツサービス	提携事業者
ウイルスバスター	トレンドマイクロ株式会社

附則

(施行期日)

本規約は、2022年4月1日より施行します。(一部改訂)